

令和元年度

実地指導結果の概要



江東区

江東区では、介護保険法第23条の規定に基づき、指定介護サービス事業者等の事業所を訪問し実地指導を実施しています。

令和元年度は、75事業所に対して実地指導を行いました。

サービス種類	実地指導数	うち文書指摘事業所数
居宅介護支援	21	17
訪問介護	18	12
通所介護	8	2
通所リハビリテーション	1	0
短期入所療養介護	1	1
特定施設入居者生活介護	3	2
介護老人保健施設	1	1
地域密着型通所介護	11	6
認知症対応型通所介護	2	1
認知症対応型共同生活介護	5	3
小規模多機能型居宅介護	4	4
介護予防型通所（総合事業）※	(10)	(6)
計	75	49

※ 総合事業の件数は、合計数に含みません。

令和元年度に区が実施した実地指導において、各事業所に指摘した主な事例は次のとおりでした。これらについては、それぞれの事業所に改善を求めました。

I 居宅介護支援

番号	分類	指摘内容
1	課題分析（アセスメント）	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画を作成する際、アセスメントを行っていない事例が認められた。
2	居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。 居宅サービス計画を担当者に交付していない事例が認められた。 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めている事例が認められた。 状況の変化により、提供するサービス内容の変更を訪問介護事業所に依頼しているが、その際、居宅サービス計画を変更していない事例が認められた。
3	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> サービス開始月にモニタリングを行っていない事例が認められた。 ◆ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
4	主治の医師等の意見	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療サービス（訪問看護、通所リハビリテーション等）を位置付ける際に、主治の医師に意見を求めず、また、主治の医師に居宅サービス計画を交付していない事例が認められた。
5	福祉用具の居宅サービス計画への反映	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付けるにあたって、その利用の妥当性を検討していない事例が認められた。
6	法定代理受領サービスに係る報告	<ul style="list-style-type: none"> 長期に渡って短期入所生活介護を連続で利用し、在宅していないことが明らかである利用者に対して、居宅において使用することを目的とした福祉用具貸与の給付管理を行っている事例が認められた。 居宅サービス計画の期間前に提供された指定福祉用具貸与について給付管理票を提出した事例が認められた。 居宅サービス計画に、一の訪問介護事業所が提供する「介護タクシーによる通院送迎」と、他の訪問介護事業所が提供する「送り出し、迎への対応」を位置付け、それぞれについて報酬を算定した事例が認められた。
7	秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。
8	居宅介護支援費	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の利用実績がないにもかかわらず給付管理票を提出し、居宅介護支援費を算定していた事例が認められた。

9	居宅介護支援の業務が適切に行われない場合 (運営基準減算)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護支援専門員が、1月に1回、モニタリングを行わず、モニタリングの結果を残していなかった事例があるにもかかわらず、運営基準減算がなされていなかった。 ・ 居宅サービス計画を新規作成及びその変更する場合並びに要介護更新認定を受けた場合に、サービス担当者会議を開催していない事例が認められたにもかかわらず、運営基準減算がなされていなかった。
1 0	初回加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規に居宅サービス計画を作成する又は、要介護状態区分が2区分以上変更された場合に該当しないにもかかわらず、初回加算を算定した事例が認められた。
1 1	退院・退所加算 (I) イ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院等の職員と面談を行っておらず、また、居宅サービス計画を作成していないにもかかわらず、退院・退所加算 (I) イを算定していた事例が認められた。
1 2	退院・退所加算 (II) ロ	<ul style="list-style-type: none"> ・ カンファレンスの参加者の要件及び添付文書の要件を満たしていないにもかかわらず、退院・退所加算 (II) ロを算定していた事例が認められた。

(注) ◆は指摘の多かった事項

II 居宅サービス

1 訪問介護

番号	分類	指摘内容
1	勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所を開設した日以降、事業所内での研修の実施及び研修機関が実施する研修への参加の実績がなかった。
2	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得る前にアセスメントを行い、訪問介護計画を作成していた事例が認められた。
3	居宅サービス計画等の変更の援助	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用者の状態の変化により居宅サービス計画の変更が必要となった場合に、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡が適切に行われず、結果的に居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供していない状況となった事例が認められた。
4	訪問介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画に位置付けられていない食事介助等を、訪問介護計画に位置付け提供していた事例が認められた。 ・ 訪問介護計画を作成せずにサービス提供を行った事例が認められた。 ・ アセスメントを実施せずに訪問介護計画を作成していた事例が認められた。 ・ 訪問介護計画の実施状況の把握を行っていない事例が認められた。
5	掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項を掲示していなかった。

6	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> 従業者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するよう、必要な措置を講じていなかった。 ◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。
7	早朝・夜間・深夜の訪問介護の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護計画書において、訪問介護サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯に位置付けがないにもかかわらず、夜間の訪問介護の加算を算定していた事例が認められた。
8	緊急時訪問介護加算	<ul style="list-style-type: none"> 利用者又はその家族等からの要請ではない並びに要請の合った時間、要請の内容、緊急時訪問介護加算の算定対象である旨の記録を作成していないにもかかわらず、緊急時訪問介護加算を算定した事例が認められた。 要請のあった時間、要請の内容及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録せず、当該訪問介護の提供日時及びサービス内容略称（「身体2」）のみを記録していた事例が認められた。
9	介護職員処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"> 事業所を開設した日以降、研修計画を作成しておらず、また、事業所内での研修の実施及び研修機関が実施する研修への参加の実績がなかった。

(注) ◆は指摘の多かった事項

2 通所介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の配置の基準	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員がサービス提供時間に、勤務延時間数に含めることができない送迎を行い、生活相談員が配置されていない時間のある日が認められた。
2	通所介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護計画を作成していない事例が認められた。
3	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。
4	送迎を行わない場合の減算	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が通院後、家族の送りで通所したにもかかわらず、減算していない事例が認められた。

3 短期入所療養介護

番号	分類	指摘内容
1	夜勤職員配置加算	<ul style="list-style-type: none"> 月平均で、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数の要件を満たしていないにもかかわらず、夜間職員配置加算を算定していた月が認められた。

4 特定施設入居者生活介護

番号	分類	指摘内容
1	施設サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 短期目標期間の終了後の特定施設サービス計画を作成していない事例が認められた。 本人の状態や置かれている環境が変化（入退院等）しているにもかかわらず、アセスメントの更新及び特定施設サービス計画の変更を行っていない事例が認められた。
2	特定施設入居者生活介護の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束適正化検討委員会をこれまでに一度も開催していなかった。
3	介護	<ul style="list-style-type: none"> 1週間に2回以上、入浴又は清しきしていない事例が認められた。
4	身体拘束廃止未実施減算	<ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会をこれまでに一度も開催していなかったにもかかわらず、身体的拘束廃止未実施減算がなされていない。
5	医療機関連携加算	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年5月●日～6月●日まで入院していた利用者について、5月中に一度も協力医療機関又は当該利用者の主治の医師に対して、情報提供を行っていないにもかかわらず、医療機関連携加算を算定していた事例が認められた。
6	退院・退所時連携加算	<ul style="list-style-type: none"> 当該利用者に関する必要な情報の提供を受けたことが確認できず、また、特定施設サービス計画を作成していないにもかかわらず、退院・退所時連携加算を算定していた事例が認められた。

Ⅲ 施設サービス

1 介護老人保健施設

番号	分類	指摘内容
1	夜勤職員配置加算	<ul style="list-style-type: none"> 月平均で、夜勤を行う看護職員又は介護職員の数の要件を満たしていないにもかかわらず、夜間職員配置加算を算定していた月が認められた。

Ⅳ 地域密着型サービス

1 地域密着型通所介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員が不在の日、及び当該生活相談員が介護職員の業務を行っているため生活相談員が不在の時間帯が発生している事例が認められた。

2	地域密着型通所介護計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型通所介護計画を作成するにあたって、アセスメントを行っていない事例が認められた。 作成した地域密着型通所介護計画を利用者に交付していない事例が認められた。
3	秘密保持等	◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。
4	個別機能訓練加算（Ⅰ）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 非常勤の柔道整復師だけが配置されている日において、当該加算を算定していた。 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問したことが確認できない事例が認められた。

(注) ◆は指摘の多かった事項

2 認知症対応型通所介護

番号	分類	指摘内容
1	秘密保持等	・ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。

3 認知症対応型共同生活介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	・ 計画作成担当者が、配置された共同生活住居以外の共同生活住居において、介護従業者として業務を行っていた。
2	サービス提供の記録	・ 入居の年月日及び共同生活住居の名称を、利用者の被保険者証に記載していなかった。
3	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していなかった。
4	認知症対応型共同生活介護計画の作成	・ 短期目標期間の終了後の認知症対応型共同生活介護計画を作成していない事例が認められた。
5	身体拘束廃止未実施減算	・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していないにもかかわらず、身体拘束廃止未実施減算がなされていなかった。

4 小規模多機能型居宅介護

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	・ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯において、特定の曜日における利用人数が少ないという理由で、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者を利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していない日が認められた。

2	内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始について、利用申込者の同意を得る前にアセスメントを行っていた事例が認められた。
3	居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画の作成に当たり、アセスメントを行っていない事例が認められた。 ◆ モニタリングの記録が確認できない月が認められた。
4	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。

V 総合事業

1 介護予防型通所

番号	分類	指摘内容
1	従業者の員数	<ul style="list-style-type: none"> 生活相談員が不在の日、及び当該生活相談員が介護職員の業務を行っているため生活相談員が不在の時間帯が発生している事例が認められた。
2	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 利用者の家族の個人情報を用いる場合に、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていない事例が認められた。
3	介護予防型通所の具体的取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画を作成するにあたって、アセスメントを行っていない事例が認められた。 作成した個別サービス計画を利用者に交付していない事例が認められた。
4	運動器機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> 運動器機能向上サービスの実施に当たってのリスク評価、体力測定等を実施していない事例が認められた。 利用者の短期目標の達成期間を1年で設定している事例が認められた。 実施期間終了後に事後アセスメントを実施せず、またその結果を介護予防支援事業者に報告していない事例が認められた。